

霧島市行政財産の使用料徴収条例の一部改正について

霧島市行政財産の使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成17年霧島市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の行政財産の使用料徴収条例第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が令和元年10月1日から引き上げられることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。